

## 新年号メッセージ

「ひょうご消費者ネット」は、兵庫県全体をカバーする消費者団体として、消費者被害の救済・防止のために活動すべく、平成17年4月ころから、弁護士、司法書士、消費生活専門相談員や消費生活アドバイザーなどの有志で、NPO法人設立に向けた準備を行ってきました。

この間、具体的な不当条項事例を用いて消費者団体訴訟制度についての勉強会を開くなどして会員の参加を募り、平成17年12月5日の設立総会を経て、現在NPO法人認証申請中です。

消費者団体訴訟制度実現後には適格消費者団体となることを目指していますが、まだ立ち上げたばかりのため、団体として、具体的な被害情報の収集・分析、不当約款や不当勧誘に対する警告書送付といった活動は行っておらず、まずは活動実績を積み重ねなければなりません。

そのために、早期にホームページを開設し、消費者被害電話110番を行うなどして被害情報を集め、警告書送付等の活動を進めると同時に、広く一般消費者に対して、我々の活動について認知してもらうための普及啓発活動などにも力を入れていきたいと考えています。

まだ規模も小さく財政基盤も弱いのですが、真に消費者被害の救済・防止を担う団体となるために、これまで消費者問題に取り組んできた各分野の専門家が連携を図りながら、様々な消費者団体や一般消費者と共に活動を進めていきたいと考えています。

以上